

給付に関する

Q & A

**Q** ● 自分が住民税は課税されて  
いるかどうか、どうすれば  
分かりますか？

**A** ● ①ご自身の給与支給明細書  
(6月分以降)の「住民税」の  
項目に課税額が記載されている方、また  
は平成26年6月に「町民税・県民税  
納税通知書」が小野町から届いた方は、  
基本的に住民税が課税されています。  
②平成26年度介護保険料額決定通知  
書または平成26年度介護保険料納付  
通知書に記載されている「所得段階区  
分」で第5段階以上となっている方は、  
基本的に住民税が課税されています。

**Q** ● 基準日(平成26年1月1日)  
の翌日以降に引越した場合の給付金の申請は  
どうなりますか？

**A** ● 基準日(平成26年1月1日)  
時点で住民票のある市区町村に給付金を  
申請できます。具体的な申請期間や手続  
については、基準日時点でお住まいの  
市区町村にお問い合わせください。

**Q** ● 基準日(平成26年1月1日)  
以降に生まれた方や亡くなられた方は  
対象になりますか？

**A** ● ◎臨時福祉給付金…基準日  
(平成26年1月1日)に生まれた方は給  
付金の対象になりますが、基準日の翌  
日以降に生まれた方は対象となりませ  
ん。また基準日から支給決定がされる  
までの間に亡くなられた方も対象に  
なりません。  
◎子育て世帯臨時特例給付金…基準日  
に生まれた児童は対象となりますが、  
基準日の翌日以降に生まれた児童は  
対象となりません。また基準日から支  
給決定がされるまでの間に亡くなら  
れた児童も対象になりません。

例給付を含む)の対象  
となる児童  
※ただし「臨時福祉給付  
金」の対象児童、生活  
保護の受給児童などは  
対象外となります。  
◇支給額  
対象児童1人につき  
1万円  
◇申請書類  
対象者となる方(公務  
員の方を除く)には、6  
月中旬に役場から案内通  
知と申請書を送付しま  
すので、届いたら申請書に  
必要事項を記入し、添付

書類とともに提出して  
ください。  
公務員の方には、各職  
場から「申請書」およ  
び「証明書」が配付さ  
れますので、申請受付  
開始時まで大切に保  
管してください。  
申請  
申請窓口  
健康福祉課  
申請期間  
6月23日(月)から9月24

日(水)まで(土(土)祝)を除  
く午前8時30分から午  
後5時15分まで)  
【集中受け付け】  
◇期間  
6月23日(月)から7月4  
日(金)まで  
平日：8時30分から午  
後5時15分まで(ただ  
し6月25日(水)と7月2  
日(水)は午前8時30分  
から午後7時まで)  
休日：6月29日(日)午前  
8時30分から午後5時  
まで

◇場所  
役場 第2会議室  
※集中受付期間以降は役  
場窓口での受け付けと  
なります。  
◇注意事項  
平成26年1月1日時点  
(基準日)で住民票のある  
市区町村で期間内に申  
してください。  
※申請期間は市町村に  
よって異なります。  
\*配偶者などからの暴力  
を理由に避難している  
方は避難先市区町村に

◇お問い合わせ先  
【制度に関する問い合わせ】  
◎厚生労働省2つの給付  
金に関する専用ダイヤル  
☎0570-037-1192  
(午前9時から午後6時  
まで)  
【申請方法に関する問い合  
わせ】  
◎健康福祉課  
☎72-6934  
(平日午前8時30分  
から午後5時15分まで)



「臨時福祉給付金」や「子育て臨時特例給付金」の振り込め詐欺と情報  
自宅などに小野町や厚生労働省などを語った電話がかかってきたり

ご注意